

JFS-C 認証スキーム文書 Version 2.3 改定案 新旧対照表(案)

(一財) 食品安全マネジメント協会

(注: 改定箇所を下線で示す。必要に応じて、改定の趣旨に GFSI BR Part II の対応項番を表した。)

改定案(Version 2.4)	現行(Version 2.3)	改定の趣旨
<p>1.3.4 コーデックス委員会、ISO、GFSI ベンチマーク要求事項等の国際標準との整合性を確保していること</p> <p><u>本スキームは、世界食品安全イニシアティブ(Global Food Safety Initiative、以下、GFSI と記載)のベンチマーク要求事項、コーデックス委員会の「食品衛生の一般原則」、ISO の食品安全マネジメントシステム等の国際標準との整合性を確保している。</u></p>	<p>1.3.4 コーデックス委員会、ISO、GFSI ベンチマーク要求事項等の国際標準との整合性を確保していること</p> <p>現在、コーデックス委員会の「食品衛生の一般原則」等が世界で共通の考え方となっている。また、ISO においても、食品安全マネジメントシステム及びその認証のあり方について標準化が進められてきている。本スキームでは、これらの既存の国際標準を参照し、整合性を確保している。また、国際的な食品関係者が共同で策定している GFSI 承認要求事項(以下、GFSI BR)も参照し、整合性を確保している。</p>	<p>GFSI 承認スキームであることを反映</p>
<p>1.4.1 本スキームは、<u>GFSI Benchmarking Requirement Version 7.2、ISO/IEC 17011:2004、ISO/IEC 17021-1:2015(以下 ISO/IEC 17021 と記載)及び ISO/TS 22003:2013(以下 ISO/TS 22003 と記載)に基づくものとする。</u></p>	<p>1.4.1 本スキームは、ISO/IEC 17011:2004、ISO/IEC 17021-1:2015(以下 ISO/IEC 17021 と記載)及び ISO/TS 22003:2013(以下 ISO/TS 22003 と記載)に基づくものとする。</p>	<p>同上</p>
<p>1.4.2 本スキームにおいては組織を認証する基準として、以下の規格を用いる。</p> <p>・JFS-C 規格(最新版)</p> <p><u>本規格の対象セクターは、「製造セクター(E)」及び「化学製品(生化学製品を含む)の製造セクター(L)」である。</u></p> <p><u>「製造セクター(E)」は、以下のサブセクターにより構成される。</u></p> <p>E I: 腐敗しやすい動物性製品の加工</p>	<p>1.4.2 本スキームにおいては組織を認証する基準として、以下の規格を用いる。</p> <p>・JFS-C 規格(最新版)</p> <p>本規格は、以下のカテゴリから成る「製造セクター(E)」及び「化学製品(生化学製品を含む)の製造セクター(L)」を対象とする。</p> <p>「製造セクター(E)」は下記4つのカテゴリを含む。</p> <p>E I: 腐敗しやすい動物性製品の加工</p>	<p>GFSI BR Ver. 7.2 との整合性を確保し、セクター・サブセクターの整理(カテゴリという名称を廃止)</p>

<p>EII: 腐敗しやすい植物性製品の加工 EIII: 腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工(混合製品) EIV: 常温保存製品の加工</p> <p>「化学製品(生化学製品を含む)の製造セクター(L)」は、以下のとおりである。</p> <p>L : 化学製品(生化学製品を含む)の製造(添加物、ビタミン、ミネラル、培養物、香料、酵素及び加工助剤等の製造)</p> <p>注)EI~EIV、Lの記号は、<u>セクターまたはサブセクターを表す記号であり、GFSIのベンチマーキング要求事項が定める認証範囲の記号と同一の記号を使用する。</u></p>	<p>EII: 腐敗しやすい植物性製品の加工 EIII: 腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工(混合製品) EIV: 常温保存製品の加工</p> <p>「化学製品(生化学製品を含む)の製造セクター(L)」のカテゴリは下記1つである。</p> <p>L : 化学製品(生化学製品を含む)の製造(添加物、ビタミン、ミネラル、培養物、香料、酵素及び加工助剤等の製造)</p> <p>注)EI~EIV、Lの記号は、カテゴリを表す記号であり、GFSI BR Part I 1.1.1GFSI Scopes of Recognitionより引用したものである。本スキームでもこの記号を使用する。</p>	
<p><u>1.6 優越的地位の濫用の防止</u></p> <p><u>協会は、優越的地位を濫用し、組織に対して本規格または本規格に関連する規格に基づく認証を受けることを強要し、自己宣伝または自己拡張を図ることをしてはならない。</u></p>		<p>新設 GFSI BR Ver.7.2 の追加要求事項(part II 1.1.2)</p>
<p>2.2.1 協会は、理事会、評議員会、監事及び事務局から構成される。各機関に関する規程は、定款に定める。各機関の主な権限は、以下のとおりである。</p> <p>1) 理事会は、本文書、JFS-C 規格、その他本スキームに関連する文書の承認を含む協会の業務執行を決定する。</p> <p>2) 評議員会は、理事及び監事の選任及び解任など、協会の運営に関する重要事項を決議する。</p>	<p>2.2.1 協会は、理事会、評議員会、監事及び事務局から構成される。各機関に関する規程は、定款に定める。各機関の主な権限は、以下のとおりである。</p> <p>1) 理事会は、本文書、JFS-C 規格、JFS-C 規格ガイドライン、解説書、その他本スキームの運営基準文書(以下、これらの文書の総称として「JFS 関連文書」という。)の承認など、協会の業務執行を決定する。</p> <p>2) 評議員会は、理事及び監事の選任及び解任など、協会の運営に関</p>	<p>JFS 関連文書の整理</p>

<p>3) 監事は、理事の職務の執行を監査する。 4) 事務局は、協会の事務を処理する。</p>	<p>する重要事項を決議する。 3) 監事は、理事の職務の執行を監査する。 4) 事務局は、協会の事務を処理する。</p>	
<p>2.3.1 協会は、<u>JFS-C 規格及び認証スキーム文書を基準文書とし、この基準文書を開発及び改定する権限を有する。</u>JFS-C 文書の著作権は協会に帰属する。<u>基準文書</u>の開発又は改定の手順は以下のとおりとする。</p> <p>1) 事務局は、<u>基準文書案</u>を作成する。作成作業にあたっては、必要に応じて作業部会の協力を得る。</p> <p>2) 事務局は、<u>基準文書案</u>をウェブサイトに掲載して公表し、相当な期間、意見を募集する。</p> <p>3) 事務局は、2)の意見を検討し、<u>基準文書案</u>に反映させる。この際、必要に応じて作業部会の協力を得る。</p> <p>4) 理事長は、3)の結果を考慮した<u>基準文書案</u>について、ステークホルダー委員会に諮問し、ステークホルダー委員会の意見を聞く。</p> <p>5) 事務局は、4)の意見を考慮した上で、最終の<u>基準文書案</u>を作成する。</p> <p>6) 最終の<u>基準文書案</u>は、理事会の承認により発効される。</p> <p>7) 協会は、<u>基準文書</u>を適切に英訳し、理事会の承認を得た上で公表する。</p> <p>8) 協会は、発効した<u>基準文書</u>を協会のウェブサイトに公開する。</p> <p>9) 協会は、契約を締結している認定機関及び認証機関に遅滞なく変更点を伝える。認定機関及び認証機関は、協会が決定した変更点について、協会が都度定める期間内に対応しなければならない。</p>	<p>2.3.1 協会は、JFS-C 規格及び認証スキーム文書(以下、「文書」という)を開発及び改定する権限を有する。JFS-C 文書の著作権は協会に帰属する。JFS-C 文書その他これに類する文書の開発又は改定の手順は以下のとおりとする。</p> <p>1) 事務局は、JFS-C 文書案を作成する。作成作業にあたっては、必要に応じて作業部会の協力を得る。</p> <p>2) 事務局は、JFS-C 文書案をウェブサイトに掲載して公表し、相当な期間、意見を募集する。</p> <p>3) 事務局は、2)の意見を検討し、JFS-C 文書案に反映させる。この際、必要に応じて作業部会の協力を得る。</p> <p>4) 理事長は、3)の結果を考慮した JFS-C 文書案について、ステークホルダー委員会に諮問し、ステークホルダー委員会の意見を聞く。</p> <p>5) 事務局は、4)の意見を考慮した上で、最終の JFS-C 文書案を作成する。</p> <p>6) 最終の JFS-C 文書案は、理事会の承認により発効される。</p> <p>7) 協会は、JFS-C 文書を適切に英訳し、理事会の承認を得た上で公表する。</p> <p>8) 協会は、発効した JFS-C 文書を協会のウェブサイトに公開する。</p> <p>9) 協会は、契約を締結している認定機関及び認証機関に遅滞なく変更点を伝える。認定機関及び認証機関は、協会が決定した変更点について、協会が都度定める期間内に対応しなければならない。</p>	<p>GFSI BR の “normative document” を 「基準文書」とする。</p>

パブリックコメント案

2019/3/1

<p>2.3.3 協会は、マネジメントレビュー及び内部監査により、少なくとも年一回、<u>本スキーム</u>をレビューし、必要に応じて改定する。レビューにあたっては、本スキームの基準が最新のものであるか、ステークホルダーからの意見、質問及び苦情を考慮しているかを確認する。協会は、レビューの内容及びその対応を文書化する。</p>	<p>2.3.3 協会は、マネジメントレビュー及び内部監査により、少なくとも年一回、JFS 関連文書をレビューし、必要に応じて改定する。レビューにあたっては、本スキームの基準が最新のものであるか、ステークホルダーからの意見、質問及び苦情を考慮しているかを確認する。協会は、レビューの内容及びその対応を文書化する。</p>	
<p>2.6 信頼性維持プログラムの策定・実施 協会は、<u>認証機関が本スキームの要求事項を満たし、かつ効果的な管理を行っていることを実証するために、信頼性維持プログラムを定めてこれを実施する。</u> <u>認証機関に対する信頼性維持プログラムには、以下のサーベイランス活動を含む。</u> 1) <u>JFSM データベースを活用した認証業務の評価</u> 2) <u>認証機関に対する定期事務所審査</u> 3) <u>審査報告書のモニタリング</u> <u>上記サーベイランス活動の詳細は、「JFS-C 認証スキーム文書に係る認証機関に対するサーベイランス活動規程」に定める。</u></p>	<p>2.6 信頼性維持プログラムの策定・実施 協会は、<u>認定機関及び認証機関が本スキームの要求事項を満たし、かつ効果的な管理を行っていることを実証するために、「信頼性維持プログラム」を付属書 1 に定め、実施する。</u></p>	<p>付属書 1 を廃止してサーベイランス活動規程に統合。</p>
<p>3.2.1 このスキームに準拠して認証を提供しようとする認証機関に認定を提供する認定機関は、<u>ISO/IEC 17011:2017</u> の要求事項及び、3.3 に示す追加要求事項を満たし、かつ国際認定フォーラム (IAF) のメンバーでなければならない。さらに IAF の国際相互承認協定の調印機関 (レベル 4: ISO/TS 22003:2013) でなければならない。</p>	<p>3.2.1 このスキームに準拠して認証を提供しようとする認証機関に認定を提供する認定機関は、ISO/IEC 17011:2004 の要求事項及び、3.3 に示す追加要求事項を満たし、かつ国際認定フォーラム (IAF) のメンバーでなければならない。さらに IAF の国際相互承認協定の調印機関 (レベル 4: ISO/TS 22003:2013、レベル 5: ISO 22000:2005) でなければならない。</p>	

パブリックコメント案

2019/3/1

<p>3.2.2 認定機関は、認証機関 ISO/IEC 17021、ISO/TS 22003 及び本スキームの要求事項に適合していることを確実にするため、協会と契約を結ばなければならない。</p>	<p>3.2.2 認定機関は、認証機関が ISO/IEC 17021、ISO/TS 22003 及び GFSI の要求事項を順守することを確実にするため、協会と契約を結ばなければならない。</p>	<p>GFSI の要求事項から本スキームの要求事項に変更した。</p>
<p>3.2.4 認定機関は、協会と契約した他の認定機関との間で、GFSI に承認された認証プログラムに基づく認証の同等性を相互に承認しなければならない。</p>		<p>(新規)IAF のレベル5の認証の相互承認に対応するため</p>
<p>3.3 ISO/IEC 17011:2017 への追加要求事項 認定機関は、ISO/IEC 17011:2017(以下 ISO/IEC 17011 という)に加え、次の要求事項を満たさなければならない。</p>	<p>3.3 ISO/IEC 17011:2004 への追加要求事項 認定機関は、ISO/IEC 17011:2004(以下 ISO/IEC 17011 と記載)に加え、次の要求事項を満たさなければならない。</p>	
<p>3.3.1 認定機関と協会 (省略) 2) 機密保持【4.4 項に係る追加要求事項】 (省略) (3) <u>認定機関は、協会に対し、以下の情報を遅滞なく報告しなければならない。</u> a) <u>認定の一時停止、取り消し、セクター又はサブセクターの認定の縮小、認定の有効期限</u> b) 認定ステータスを損なう恐れのある苦情 c) 重大な不適合(認定の妥当性に影響を及ぼす可能性のある不適合) (4) <u>協会は、認定機関に対し、以下の情報を提供する。</u> a) 本文書 2.6 の信頼性維持プログラムにより協会が得た認証機関に</p>	<p>3.3.1 認定機関と協会 (省略) 2) 機密保持【4.4 項に係る追加要求事項】 (省略) (3) 共有情報は以下のとおりである。(ただし、これに限定しない) a) 認定ステータス(一時停止、取り消し、カテゴリの縮小、認定の有効期限) b) 認定ステータスを損なう恐れのある苦情 c) 重大な不適合(認定の妥当性に影響を及ぼす可能性のある不適合)</p>	<p>協会から認定機関に提供する情報についての定</p>

<p>関する情報</p> <p><u>b) 本スキーム及び関連文書の変更に関する情報</u></p> <p><u>c) その他認定審査にあたって必要な情報(認証機関に関する苦情を含む)</u></p> <p>3) <u>本スキーム責任者の選任</u> 認定機関は、本スキームに関する権限を有する責任者を 1 名選任し、協会に通知しなければならない。</p> <p>4) <u>問題や疑問が発生した場合の対応【4.2.6 項に係る追加要求事項】</u> 認定機関は、認定プロセスの中で問題や疑問が生じた場合、協会と直接協議しなければならない。</p> <p>5) <u>適切なコミュニケーション【5.2.1 項に係る追加要求事項】</u> 認定機関は、効果的なコミュニケーションを図るために、協会との間に適切なコミュニケーションの窓口を設けなければならない。</p> <p>6) <u>信頼性維持のためのパートナーシップ</u> <u>協会は、本スキームの信頼性を維持するため、必要な場合に、本スキームの認証業務に関わる認定委員会にオブザーバ参加すること、認定機関が実施する認証機関への事務所審査にオブザーバ参加すること、及び組織への認証審査の立ち合いに同行することができる。</u> <u>認定機関が本スキームに対する苦情又は異議申し立てについて審議した場合、認定機関はその審議結果を遅滞なく協会に報告しなければならない。</u> <u>協会は、認定業務に関する苦情があった場合など、必要に応じて認定機関に対する調査を実施することができる。</u></p>	<p>3) <u>本スキーム担当者の選任</u> 認定機関は、本スキームに関する権限を有する担当者を 1 名設けなければならない。</p> <p>4) <u>問題や疑問が発生した場合の対応【4.2.6 項に係る追加要求事項】</u> 認定機関は、認定プロセスの中で問題や疑問が生じた場合、協会と直接協議しなければならない。</p> <p>5) <u>適切なコミュニケーション【5.2.1 項に係る追加要求事項】</u> 認定機関は、効果的なコミュニケーションを図るために、協会との間に適切なコミュニケーションの窓口を設けなければならない。</p>	<p>めを入れた。</p> <p>6) は付属書 1 の信頼性維持プログラムの認定機関に対する監視活動を移動した。</p>
--	---	---

<p>3.3.7 認定活動に関する事項</p> <p>1) 認定に適用する文書類【4.6.1、7.5.10 項に係る追加要求事項】 認定機関は、<u>本スキームに基づく認証機関に対する要求事項及び協会が発行する認証機関に対する要求事項を、認定に適用する文書または指針として採用しなければならない。</u></p> <p>2) 審査の業務委託【7.4.1、7.9.3 項に係る追加要求事項】 認定機関が認定審査業務を第三者に委託し、又はその業務がさらに下請された場合であっても、<u>認定審査について本スキームの要求事項が適用されなければならない。業務委託又は下請けされた認定機関は、ISO 22000:2005 に関する IAF 国際相互承認協定 (IAF MLA) に加盟しており、かつ認定プロセスに係る要員は本文書 3.3.6 が定める要求事項を満たしていなければならない。</u></p> <p>3) 審査の準備【7.5.8、7.5.10 項に係る追加要求事項】</p>	<p>3.3.7 認定活動に関する事項</p> <p>1) 認定に適用する文書類【4.6.1、7.5.10 項に係る追加要求事項】 認定機関は、協会が発行する認証機関に対する要求事項を、認定に適用する文書または指針として採用しなければならない。</p> <p>2) 審査の業務委託【7.4.1、7.9.3 項に係る追加要求事項】 認定機関が下請契約、業務委託した審査についても協会の要求事項が適用されなければならない。下請負及び業務委託先の認定機関は、ISO 22000:2005 に関する IAF 国際相互承認協定 (IAF MLA) に加盟しており、かつ審査員は当文書が示す力量要求事項を満たしていなければならない。</p> <p>3) 審査の準備【7.5.8、7.5.10 項に係る追加要求事項】</p> <p>(1) サーベイランス及び再認定審査においては、少なくとも、次の文書をサンプリングしなければならない。</p> <p>a) 審査員ファイルのサンプリング数は 10%以上または 2 つ以上のいずれか多いほう</p> <p>b) 認証サイトファイルのサンプリング数は、2 つ以上、または実施した審査の 2%以上のうちいずれか多いほう 認証サイトファイルのサンプリングの抽出はリスクベースにより、すべての国(地域)、カテゴリ、審査員について実施しなければならない</p> <p>(2) 認証サイトファイルのサンプリング審査では次の事項について</p>	<p>3)(1)-(3)のサンプリングに関する要求事項は GFSI BR 7.2 からは削除されているため削除。</p>
--	---	--

<p>(1) 認定機関は本文書が定める要求事項を審査チームに提供しなければならない。</p> <p>(2) 認定機関は、本文書 3.3.1 1) (4)に基づき協会から取得した認証機関に関する情報を考慮に入れて審査を実施しなければならない。認定機関は、<u>認証機関に関する苦情があった場合、この苦情に対し有効な対処がなされ適切な是正処置がとられていることを審査において検証しなければならない。</u></p> <p>(3) ISO/IEC17011 に記されている「適切な基準文書」には、協会が<u>定め</u>た<u>認証機関への要求事項に関する判断基準</u>を含めなければならない。</p>	<p>レビューを実施しなければならない</p> <p>a) 認証機関と依頼者との間の契約</p> <p>b) 審査範囲と工数の確認</p> <p>c) 審査員自身が記した記録(審査のメモやチェックリスト)及び適合の証拠</p> <p>d) 検出された不適合に関して依頼者が提出した是正処置報告書</p> <p>e) 最終審査報告書</p> <p>f) 認証決定及び認証書</p> <p>(3) 審査の過程で懸念を示す証拠が発見された場合は、認定機関が認定要求事項に適合していることを証明するために、サンプリングのレベルを上げなければならない。予定したサーベイランスや再認定審査の間でも客観的証拠または苦情が認められた場合は、認定機関は追加の審査を実施しなければならない。</p> <p>(4) 認定機関はこのスキーム文書に定める要求事項が審査チームに提供されることを確実にしなければならない。</p> <p>(5) 認定機関は審査に先立って審査対象となっている認証機関に関する評価や関連情報を協会に直接要求しなければならない。認定機関は、協会から取得した認証機関に関する評価や関連情報を考慮に入れて審査を実施しなければならない。認定機関は、これらの協会を通じて得られた苦情に対し有効な対処がなされ適切な是正処置がとられていることを審査において検証しなければならない。</p> <p>(6) ISO/IEC17011 に記されている「適切な基準文書」には、協会が作成する認証機関に関する判断基準を含めなければならない。</p>	<p>「認定機関は審査に先立って審査対象となっている認証機関に関する評価や関連情報を協会に直接要求しなければならない。」は 3.3.1 1)(4)で</p>
---	--	--

<p>4) 現地審査(事務所審査及び審査への立会)【7.7.2、7.7.3 項に係る追加要求事項】</p> <p>(1) 認証機関の審査への立会は、初回認定においては 1 件以上実施</p>	<p>4) 現地審査(事務所審査及び審査への立会)【7.7.2、7.7.3 項に係る追加要求事項】</p> <p>(1) 初回審査では、以下の文書を審査しなければならない。(カテゴリの拡大－ISO/IEC 17011 箇条 7.12 参照)</p> <p>a) 審査員ファイル 1 つ以上</p> <p>b) 認証サイトファイル 1 つ以上</p> <p>認証サイトファイルのサンプリング抽出はすべての国(地域)、カテゴリ、審査員について実施しなければならない</p> <p>(2) 認証サイトファイルのサンプリング審査では次の事項についてレビューを実施しなければならない</p> <p>a) 認証機関と依頼者との間の契約</p> <p>b) 審査範囲と工数の確認</p> <p>c) 審査員自身が記した記録(審査のメモやチェックリスト)及び適合の証拠</p> <p>d) 検出された不適合に関して依頼者が提出した是正処置報告書</p> <p>e) 最終審査報告書</p> <p>f) 認証決定及び認証書</p> <p>g) 認証機関による審査員の力量評価プロセスの有効性に関する評価・検証</p> <p>認証機関の審査への立会は、初回認定においては 1 件以上実施しなけ</p>	<p>対応できるため削除。</p> <p>(1) は GFSI BR7.2 で存在しないため削除</p> <p>(2)a)-g)は GFSI BR7.2 で存在しないため削除</p>
---	--	---

<p>しなければならない。複数の<u>セクターまたはサブセクター</u>における認定を希望する認証機関については、その<u>セクターまたはサブセクター</u>に見合ったサンプリングのレベルを設定しなければならない。</p> <p>2) 再認定審査及びサーベイランス【7.11.3、7.11.5、7.11.6、7.11.7 項に係る追加要求事項】</p> <p>本部事務所審査は年に 1 回実施しなければならない。認定機関は各認証機関の審査への立会を年 1 回以上実施しなければならない。</p> <p>再認定審査は少なくとも4年毎に実施しなければならない。</p> <p>認証プロセスの信頼を損ないかねない問題が存在することを知った場合、認定機関は、必要に応じ臨時審査を実施するなどの適切な処置を講じなければならない。</p> <p>6) 認定の拡大【7.12 項に係る追加要求事項】</p> <p>認証機関が協会の定める<u>セクターまたはサブセクター</u>に関して活動範囲の拡大を望む場合、認定機関は少なくとも当該認証規格の要求事</p>	<p>なければならない。複数のカテゴリにおける認定を希望する認証機関については、そのカテゴリに見合ったサンプリングのレベルを設定しなければならない。</p> <p>認証機関にスキームに関わる審査員が 20 名以上いる場合、審査への立会は 20 名につき年 1 件以上の割合で実施しなければならない。認証機関の活動が国際的で地理的に分散している場合、審査への立会の割合は地理的分散に比例する。(例えば、海外が 3 割の場合は審査への立会 3 件のうち 1 件は海外で実施することになる。)審査への立会は、ある審査員及びあるカテゴリについて実施した後に、別の審査員及びカテゴリの実施に移るように計画しなければならない。</p> <p>5) 再認定審査及びサーベイランス【7.11.3、7.11.5、7.11.6、7.11.7 項に係る追加要求事項】</p> <p>本部事務所審査は年に 1 回実施しなければならない。認定機関は各認証機関の審査への立会を年 1 回以上実施しなければならない。認証機関に審査員が 20 名以上いる場合や認証機関の活動が国際的で地理的に分散している場合、審査への立会については初回認定審査と同じように行わなければならない。</p> <p>再認定審査は少なくとも4年毎に実施しなければならない。</p> <p>認証プロセスの信頼を損ないかねない問題が存在することを知った場合、認定機関は、必要に応じ臨時審査を実施するなどの適切な処置を講じなければならない。</p> <p>6) 認定の拡大【7.12 項に係る追加要求事項】</p> <p>認証機関が協会の定めるカテゴリに関して活動範囲の拡大を望む場合、認定機関は少なくとも当該認証規格の要求事項が整備されてい</p>	<p>GFSI BR7.2 に存在しないため削除</p> <p>GFSI BR 7.2 からは削除されている。</p>
--	--	---

<p>項が整備されていることが確認できる証拠書類を十分に精査しなければならない。</p> <p>7) 認定の一時停止、取り消し、縮小【7.13 項に係る追加要求事項】</p> <p>認証機関が、協会の要求事項を満たしていない場合、協会はその旨を認定機関に通知する。認定機関は協会が提起した問題を調査し、適切な処置（認定の一時停止、取り消し、認定範囲の縮小の決定など）を講じなければならない。</p> <p>8) 認定証【7.9.5 項に係る追加要求事項】</p> <p>認定機関は、認定証または認定明細には、スキームの正式名称及びバージョンを表示し、<u>セクターまたはサブセクター</u>を明示しなければならない。</p>	<p>とが確認できる証拠書類を十分に精査しなければならない。</p> <p>7) 認定の一時停止、取り消し、縮小【7.13 項に係る追加要求事項】</p> <p>認証機関が、協会の要求事項を満たしていない場合、協会はその旨を認定機関に通知する。認定機関は協会が提起した問題を調査し、適切な処置（認定の一時停止、取り消し、認定範囲の縮小の決定など）を講じなければならない。</p> <p>8) 認定証【7.9.5 項に係る追加要求事項】</p> <p>認定機関は、認定証または認定明細には、スキームの正式名称及びバージョンを表示し、<u>カテゴリ</u>を明示しなければならない。</p>	
<p>4.2.1 認定機関による認定</p> <p><u>本スキームの認証業務を行う認証機関は、以下の条件を満たさなければならない。</u></p> <p>1) <u>協会との間で本スキームに基づく認証活動を行うための契約を締結すること</u></p> <p>2) <u>ISO/IEC 17021、ISO/TS 22003 及び本文書第 4 項（認証機関に対する要求事項）による認定を受けること</u></p> <p>3) <u>一貫して公平に食品安全マネジメントシステムの認証を行うこと</u></p> <p>4.2.2 協会との契約</p> <p><u>認証機関は、協会との間で契約を締結した後、遅くとも6か月以内に認定機関に対して認定を申請しなければならない。</u></p>	<p>4.2.1 認定機関による認定</p> <p>本スキームの認証は、ISO/IEC 17021 及び ISO/TS 22003 及び本スキーム文書 4 項（認証機関に対する要求事項）によって認定され、一貫して公平に食品安全マネジメントシステムの認証を行う認証機関によって、実施されなければならない。</p> <p>認定を希望している認証機関は、認定機関に申請した日から 1 年以内に認定を受けなければならない。この期間に認定が認められなかった場合、協会は認証機関との契約を終了する。認定が遅れる場合、認証機関は認定を得るための計画を協会に提出し、協会は処置を決定する。</p> <p>認証機関は、協会に対し、認定の状況に関する情報を提供しなければならない。認定の一時停止または取り消しが行われた時は、直ちに協会に報告するとともに、協会と認定機関が当該事項について直接対話す</p>	

<p>また、認証機関は、認定機関に申請した日から1年以内に認定を受けなければならない。<u>1年以内に認定を受けることができない場合</u>、認証機関は、認定を得るための計画を書面により協会に提出しなければならない。<u>この計画に妥当性が認められない場合</u>、協会は認証機関との契約を解除する。</p> <p>認証機関は、協会に対し、認定の状況に関する情報を提供しなければならない。認定の一時停止または取り消しが行われた時は、直ちに協会に報告するとともに、協会と認定機関が当該事項について直接対話することを認めなければならない。</p>	<p>ることを認めなければならない。</p> <p>4.2.2 協会との契約</p> <p>認証機関は、協会と本スキームに基づく認証活動を行うための契約を締結しなければならない。</p>	
<p>4.2.5 情報公開</p> <p>認証機関は、以下の情報を常に公に閲覧可能な状態にしなければならない。ただし、2)については、認証機関が自ら運営するウェブサイトにおいて公開することを要する。</p> <p>1) 法的地位</p> <p>2) <u>認定を受けたスキーム文書の版</u> <u>認定を受けたセクターまたはサブセクターの範囲及びその版</u> (なお、認証機関は、認定を受けたセクターまたはサブセクターと認定範囲以外のセクターまたはサブセクターを区別して公開しなければならない。)</p> <p>3) 認証の授与、維持、拡大、一時停止、取消に関する規定と手順を含む認証システム</p> <p>4) 本スキームに関連する審査手順及び認証プロセス</p> <p>5) 申請者及び顧客の権利と義務(JFS-C 認証ロゴの使用、組</p>	<p>4.2.5 情報公開</p> <p>認証機関は、以下の情報を常に公に閲覧可能な状態にしなければならない。ただし、2)については、認証機関が自ら運営するウェブサイトにおいて公開することを要する。</p> <p>1) 法的地位</p> <p>2) 認定範囲(スキーム文書のバージョン、製品カテゴリ)(なお、認証機関は、認定を受けた認証サービスと認定範囲以外の認証サービスを区別して公開しなければならない。)</p> <p>3) 認証の授与、維持、拡大、一時停止、取消に関する規定と手順を含む認証システム</p> <p>4) 本スキームに関連する審査手順及び認証プロセス</p> <p>5) 申請者及び顧客の権利と義務(たとえばロゴやマークの使用、組織が認証を表明する方法)</p> <p>6) 苦情、異議申立、紛争手続き</p>	

<p>組織が認証を表明する方法)</p> <p>6) <u>苦情および異議申立の手続き</u></p> <p>7) <u>本スキームに対して認証されたすべての顧客リスト</u></p>	<p>7) スキームに対して認証されたすべての顧客リスト</p>	
<p>4.2.7 <u>認証書の様式の届出</u></p> <p>認証機関は、認証開始の前に、組織に対して発行する認証書の様式を協会に提出しなければならない。認証書は、<u>協会が指定するひな形に沿った様式とし、次の情報を含まなければならない。</u></p> <p>1) スキームの名称（バージョンを明記）</p> <p>2) 認証される組織の名称及び所在地</p> <p>3) セクターまたはサブセクター、製品、製造工程及び製造場所（製造工程及び製造場所は特定する必要がある場合に記載する）</p> <p>4) 認証書の発効日</p> <p>5) 認証の有効期限</p> <p>6) 協会、認定機関及び認証機関のロゴ</p> <p>7) 認証機関代表者の署名及び署名者の役職</p> <p>8) 「JFS-C 規格(セクター:E/L)」(組織に対する要求事項)に適合している」という文言</p> <p>認証書は製造サイト毎に発行しなければならない。</p>	<p>4.2.7 <u>認証書の様式の届出</u></p> <p>認証機関は、認証開始の前に、組織に対して発行する認証書の様式を協会に提出しなければならない。認証書には、次の情報を含まなければならない。</p> <p>1) スキームの名称（バージョンを明記）</p> <p>2) 認証される組織の名称及び所在地</p> <p>3) カテゴリ、製品、製造工程及び製造場所（製造工程及び製造場所は特定する必要がある場合に記載する）</p> <p>4) 認証書の発効日</p> <p>5) 認証の有効期限</p> <p>6) 協会、認定機関及び認証機関のロゴ</p> <p>7) 認証機関代表者の署名及び署名者の役職</p> <p>8) 「JFS-C 規格(セクター:E/L)」(組織に対する要求事項)に適合している」という文言</p> <p>認証書は製造サイト毎に発行しなければならない。</p>	<p>GFSI 事務所審査での指摘事項</p>
<p>4.2.11 <u>ハーモナイゼーション会議</u></p> <p>認証機関は、ハーモナイゼーション会議に参加しなければならない。<u>ハーモナイゼーション会議の詳細については、「JFS-C 認証スキーム運用ハーモナイゼーション会議規程」に定める。</u></p>	<p>4.2.11 <u>ハーモナイゼーション会議</u></p> <p>認証機関は、ハーモナイゼーション会議に参加しなければならない。</p>	
<p>4.2.13 <u>セクターの拡大</u></p> <p>認証機関が、本スキームの新たなセクターへの認証活動を開始する</p>	<p>4.2.13 <u>カテゴリの拡大</u></p> <p>認証機関が、本スキームのカテゴリに関して新しい活動範囲、または活</p>	

<p>場合、協会との間で当該セクターの認証活動に係る契約を締結し、認定機関による当該セクターの認定を受けなければならない。</p>	<p>動範囲の拡大を申請する場合、協会と認定機関へ書面で連絡することも含め、協会の定める手順に従って行わなければならない。</p>	
<p>4.3.2 審査の実施</p> <p>1) 審査プログラム</p> <p>審査には、初回審査のほか、3年毎に行う再認証審査及び有効期限内に実施するサーベイランス審査がある。この3年の認証の周期は、認証または再認証の決定から始まる。(ISO/IEC 17021 参照)</p> <p>認証機関は、以下に従って、審査頻度及び審査工数を決定しなければならない。</p> <p>(1) 認証対象セクターまたはサブセクターについて、少なくとも年1回、各サイトの審査を実施し、規格の全ての要求事項を評価しなければならない。</p> <p>(2) 審査頻度については、過去の審査履歴、規格の適合性に関する指摘事項、製品の季節性、製造能力の増加、組織体制の変化、製品技術の変化、製品タイプの変化を考慮して決定しなければならない。</p> <p>(3) (1)及び(2)の審査頻度に関わらず、組織に不適合の証拠または疑いがある場合は、特別審査を追加して行わなければならない。</p> <p>(4) 審査工数については付属書2で規定する「審査工数決定手順書」に基づいて決定しなければならない。</p> <p>(5) 事前通告のない審査を、再認証審査までの期間に行われるサーベイランス審査のうち、少なくとも1回は実施しなければならない。</p>	<p>4.3.2 審査の実施</p> <p>1) 審査プログラム</p> <p>審査には、初回審査のほか、3年毎に行う再認証審査及び有効期限内に実施するサーベイランス審査がある。この3年の認証の周期は、認証または再認証の決定から始まる。(ISO/IEC 17021 参照)</p> <p>認証機関は、以下に従って、審査頻度及び審査工数を決定しなければならない。</p> <p>(1) 認証対象カテゴリについて、少なくとも年1回、各サイトの審査を実施し、規格の全ての要求事項を評価しなければならない。</p> <p>(2) 審査頻度については、過去の審査履歴、規格の適合性に関する指摘事項、製品の季節性、製造能力の増加、組織体制の変化、製品技術の変化、製品タイプの変化を考慮して決定しなければならない。</p> <p>(3) (1)及び(2)の審査頻度に関わらず、組織に不適合の証拠または疑いがある場合は、サーベイランス審査を追加して行わなければならない。</p> <p>(4) 審査工数については付属書2で規定する「審査工数決定手順書」に基づいて決定しなければならない。</p> <p>(5) 事前通告のない審査を、再認証審査までの期間に行われるサーベイランス審査のうち、少なくとも1回は実施しなければならない。</p> <p>2) 適合状況の判定基準</p>	<p>ISO17021 の表現との統一</p>

<p>2) 適合状況の判定基準</p> <p>(1) 審査員は、<u>監査の結果から、以下の基準に基づき審査を受ける組織の適合の状況を判定する。</u></p> <p>a) 致命的な不適合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食品安全に直接影響する場合</u> ・ <u>食品安全に関連する法令が遵守されていないことが明らかである場合</u> ・ <u>JFS-C 規格の要求事項を満たしておらず、食品の安全を担保できていない場合</u> <p>b) 重大な不適合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>JFS-C 規格の要求事項を満たしておらず、食品の安全を担保できないおそれがある場合</u> ・ <u>食品安全のリスクが高まるおそれがある場合。</u> <p>c) 軽微な不適合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>JFS-C 規格の要求事項を満たしてはいないが、食品安全のリスクへの影響が軽微である場合。</u> <p>d) 適合</p> <p>全ての要求事項を満たしている場合。</p>	<p>(1) 審査員は、適合の状況を、以下の 4 分類から選択する。</p> <p>a) 致命的な不適合（食品安全に直接影響する。または食品安全に深刻な影響を与えうる法令が遵守されていない。）</p> <p>※ 監査の結果、要求事項を満たしておらず、結果として製品が安全ではなくなる/あるいは食品安全に深刻な影響を与えうる法令が遵守されていない場合。</p> <p>b) 重大な不適合（食品安全に影響する可能性がある。）</p> <p>※ 監査の結果、要求事項を満たしておらず、結果として製品が安全ではなくなる可能性がある、または食品安全のリスクが高まる可能性がある場合。</p> <p>c) 軽微な不適合（食品安全に影響する可能性が少ない。）</p> <p>※ 監査の結果、要求事項を満たしてはいないが、結果として製品が安全でないことにはならないか、もしくは食品安全のリスクが高まることも無い場合。</p> <p>d) 適合（要求事項を完全に満たしている。）</p>	
<p>4.3.4 認証された組織の登録</p> <p>認証機関は、<u>組織の認証の判定または認証の変更をした後、認証された組織の情報を、その判定又は変更のあった月の翌月 15 日までに協会に提出しなければならない。</u></p> <p>認証機関は、下記情報が協会によって公表されることを、組織との間</p>	<p>4.3.4 認証された組織の登録</p> <p>認証機関は、協会との契約で合意した様式（「C 認証組織 登録フォーム」）により、認証された組織についての情報を、認証または認証の変更をした後、速やかに協会に提出しなければならない。認証機関は、詳細情報を 1 か月分取りまとめの上、翌月の 15 日までに協会に提出しなければならない。認証機関は、下記情報が協会によって公表されること</p>	

<p>で合意しなければならない。</p> <p>1) 認証を受けた組織の名称と所在地(英文またはローマ字の併記)</p> <p>2) <u>セクター</u>または<u>サブセクター</u>、製品、製造工程及び製造場所(製造工程及び製造場所は特定する必要がある場合に記載する)</p> <p>3) 認証書発効日</p> <p>4) 認証の有効期限</p> <p>5) 認証の一時停止または取り消しの事実とその決定日(あった場合のみ)</p>	<p>を、組織との間で合意しなければならない。</p> <p>1) 認証を受けた組織の名称と所在地(英文またはローマ字の併記)</p> <p>2) カテゴリ、製品、製造工程及び製造場所(製造工程及び製造場所は特定する必要がある場合に記載する)</p> <p>3) 認証書発効日</p> <p>4) 認証の有効期限</p> <p>5) 認証の一時停止または取り消しの事実とその決定日(あった場合のみ)</p>	
<p>4.4.5 審査員に関する事項</p> <p>1) 審査員の力量</p> <p>認証機関は、その認定範囲にかかわらず、審査を実施する審査員について、ISO/IEC 17021 及び ISO/TS 22003 で示されている力量要求事項、そして、特に協会が規定する要求事項に適合することを確実にするためのシステムと手順を持たなければならない。</p> <p>認証機関は、各審査員が、登録した<u>セクター</u>または<u>サブセクター</u>について必要な力量を有していることを裏付ける証拠を保持しなければならない。<u>セクター</u>または<u>サブセクター</u>ごとに必要な審査員の資格、教育及び実務経験については、付属書 4 に規定する。</p> <p>審査員の力量に疑義が生じた場合、協会は、認証機関に対し、当該審査員の力量を裏付ける証拠の提出を求める。認証機関が、登録された<u>セクター</u>または<u>サブセクター</u>ごとの当該審査員の力量を立証することができない場合、協会は、力量が認められなかった<u>セクター</u>または<u>サブセクター</u>の登録を削除する。</p>	<p>4.4.5 審査員に関する事項</p> <p>1) 審査員の力量</p> <p>認証機関は、その認定範囲にかかわらず、審査を実施する審査員について、ISO/IEC 17021 及び ISO/TS 22003 で示されている力量要求事項、そして、特に協会が規定する要求事項に適合することを確実にするためのシステムと手順を持たなければならない。</p> <p>認証機関は、各審査員が、登録したカテゴリについて必要な力量を有していることを裏付ける証拠を保持しなければならない。カテゴリごとに必要な審査員の資格、教育及び実務経験については、付属書 4 に規定する。</p> <p>審査員の力量に疑義が生じた場合、協会は、認証機関に対し、当該審査員の力量を裏付ける証拠の提出を求める。認証機関が、登録されたカテゴリごとの当該審査員の力量を立証することができない場合、協会は、力量が認められなかったカテゴリの登録を削除する。</p> <p>また、認証機関は、各審査員の力量を 3 年ごとに JFS-C 規格によるオ</p>	

<p>また、認証機関は、各審査員の力量を3年ごとにJFS-C規格によるオンサイト審査への立ち合いによって再評価しなければならない。</p> <p>2) 審査員の資格、教育及び実務経験 審査員は、以下を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 食品または関連する業界において5年間の常勤の実務経験があり、かつ、そのうちの2年以上が、食品生産・製造、小売、検査、規制当局、その他同等の業種の品質保証または食品安全部門での実務経験であること。</p> <p>(2) 付属書4が定める<u>セクターまたはサブセクター</u>ごとの資格、教育及び実務経験。</p> <p>3) 審査員の教育・訓練</p> <p>(1) 講師による、教育・訓練</p> <p>a) 認証機関は、当該認証機関において審査員の教育・訓練を担当する者(以下、「講師」という)に対し、 協会が提供する教育・訓練を修了させなければならない。</p> <p>b) 講師は、上記教育・訓練に基づいた教育・訓練プログラムを構築し、審査員に対してそれを実施しなければならない。この教育・訓練プログラムには、必要に応じて、次の各号に掲げる知識及び技能の習得を含むこととする。</p> <p>(a) JFS-C規格及び認証スキームの知識</p> <p>(b) JFS-C規格及びスキームのバージョンアップに関する知識</p> <p>(c) <u>セクターまたはサブセクター</u>固有の食品安全に関する知識</p> <p>c) 認証機関は、上記b)の当該機関の教育・訓練プログラムを修了した審査員の理解度の程度を試験、面接又はその他の方法で評価しな</p>	<p>ンサイト審査への立ち合いによって再評価しなければならない。</p> <p>2) 審査員の資格、教育及び実務経験 審査員は、以下を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 食品または関連する業界において5年間の常勤の実務経験があり、かつ、そのうちの2年以上が、食品生産・製造、小売、検査、規制当局、その他同等の業種の品質保証または食品安全部門での実務経験であること。</p> <p>(2) 付属書4が定めるカテゴリごとの資格、教育及び実務経験。</p> <p>3) 審査員の教育・訓練</p> <p>(1) 講師による、教育・訓練</p> <p>a) 認証機関は、当該認証機関において審査員の教育・訓練を担当する者(以下、「講師」という)に対し、 協会が提供する教育・訓練を修了させなければならない。</p> <p>b) 講師は、上記教育・訓練に基づいた教育・訓練プログラムを構築し、審査員に対してそれを実施しなければならない。この教育・訓練プログラムには、必要に応じて、次の各号に掲げる知識及び技能の習得を含むこととする。</p> <p>(a) JFS-C規格及び認証スキームの知識</p> <p>(b) JFS-C規格及びスキームのバージョンアップに関する知識</p> <p>(c) カテゴリ固有の食品安全に関する知識</p> <p>c) 認証機関は、上記b)の当該機関の教育・訓練プログラムを修了した審査員の理解度の程度を試験、面接又はその他の方法で評価しなけれ</p>	
--	---	--

<p>なければならない。</p> <p>(2) 初回登録要件</p> <p>認証機関は、<u>審査員候補者が、以下の要件を満たしていることを確認しなければならない。</u></p> <p>a) 品質マネジメントシステム又は食品安全マネジメントシステムに基づいた審査の技能及び知識並びに関連する法規制の知識を習得するための教育・訓練コース(原則として5日間40時間)の<u>修了</u></p> <p>b) コーデックス委員会の原則に基づいた HACCP の技能及び知識を習得するための教育・訓練コース(最低2日間)またはそれと同等の研修の<u>修了</u></p> <p>c) (1)が定める教育・訓練プログラムの<u>修了</u></p> <p>d) <u>GFSI 審査員試験の合格(4.4.6 参照、なお、既存の審査員は、2021年12日末日までに GFSI 審査員試験に合格しなければならない。)</u></p> <p>(3) 認証機関は、各審査員が必要な教育・訓練を修了したことを裏付けるために教育・訓練履歴及び達成度評価を記録しなければならない。</p> <p>4) 審査経験</p> <p>(1) <u>審査の技能及び知識の評価プログラム</u></p> <p>認証機関は、審査員に対する<u>審査の技能及び知識</u>を評価するためのプログラム(以下、評価プログラムという)を構築し、これを文書化するとともに、この評価プログラムに基づいて審査員の審査に係る技能及び知識を評価しなければならない。また、認証機関はこの評価結果を記録しなければならない。この評価プログラムは、(2)及び(3)を含まなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>(2) 初回登録要件</p> <p>認証機関は、審査員が、審査員の初回登録に先立ち、以下の教育・訓練を修了していることを確認しなければならない。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム又は食品安全マネジメントシステムに基づいた審査の技能及び知識並びに関連する法規制の知識を習得するための教育・訓練コース(原則として5日間40時間)</p> <p>b) コーデックス委員会の原則に基づいた HACCP の技能及び知識を習得するための教育・訓練コース(最低2日間)またはそれと同等の研修</p> <p>c) (1)が定める教育・訓練プログラム</p> <p>(3) 認証機関は、各審査員が必要な教育・訓練を修了したことを裏付けるために教育・訓練履歴及び達成度評価を記録しなければならない。</p> <p>4) 審査経験</p> <p>(1) 審査技能の評価プログラム</p> <p>認証機関は、審査員に対する審査技能を評価するためのプログラム(以下、評価プログラムという)を構築し、これを文書化するとともに、この評価プログラムに基づいて審査員の審査に係る技能及び知識を評価しなければならない。また、認証機関はこの評価結果を記録しなければならない。この評価プログラムは、(2)及び(3)を含まなければならない。</p>	
---	---	--

<p>(2) 初回登録のための評価プログラム 認証機関は、<u>審査員の初回登録のため、審査員候補者に対して以下の評価プログラムを実施しなければならない。</u></p> <p>a) <u>異なった組織において、他の GFSI 承認スキームの規格によるオンサイト審査を少なくとも年間 5 件実施させ、その合計審査日数が 10 日間以上であること</u></p> <p>b) <u>品質又は食品安全マネジメントシステム、HACCP、セクターまたはサブセクター固有の審査の技能及び知識を評価するための指導者のついた審査教育・訓練を受けさせること</u></p> <p>(3) 登録維持のための評価プログラム 認証機関は、審査員の登録維持のために、各審査員に以下の a)又は b)に示された審査を実施させなければならない。</p> <p>a) <u>異なった組織において、JFS-C 規格によるオンサイト審査を少なくとも年間 5 件実施すること</u></p> <p>b) <u>異なった組織において、少なくとも JFS-C 規格によるオンサイト審査を少なくとも 1 件実施し、その審査件数と他の GFSI 承認スキームのオンサイト審査の件数の合計審査件数が年間 5 件以上であること</u></p> <p>(4) 審査技能の再評価 協会は、登録された審査員が、上記(3)a)または b)の要求事項を満たしているかを、少なくとも年 1 回確認する。この要求事項を満たせない審査員がいる場合、協会は、当該審査員の登録を一時停止する。認証機関は、評価プログラムに基づいて当該審査員を再評価し、この再評価結果の記録を提出するとともに、協会に登録の再申請を行うことが</p>	<p>(2) 初回登録のための評価プログラム 認証機関は、審査員の初回登録に先立ち、品質又は食品安全マネジメントシステム、HACCP 及びカテゴリ固有の審査技能及び知識を評価するための指導者のついた審査教育・訓練の実施により、審査員の審査技能を評価しなければならない。</p> <p>(3) 登録維持のための評価プログラム 認証機関は、審査員の登録維持のために、各審査員に以下の a)又は b)に示された審査を実施させなければならない。</p> <p>a) 異なった組織において、JFS-C 規格によるオンサイト審査を少なくとも年間 5 件実施し、その合計審査日数が 10 日間以上であること</p> <p>b) 異なった組織において、少なくとも JFS-C 規格によるオンサイト審査を少なくとも 1 件かつ GFSI 承認スキームの審査を 4 件実施し、その合計審査日数が 10 日間以上であること</p> <p>(4) 審査技能の再評価 協会は、登録された審査員が、上記(3)a)または b)の要求事項を満たしているかを、少なくとも年 1 回確認する。この要求事項を満たせない審査員がいる場合、協会は、当該審査員の登録を一時停止する。認証機関は、評価プログラムに基づいて当該審査員を再評価し、この再評価結果の記録を提出するとともに、協会に登録の再申請を行うことができる。</p>	
---	--	--

<p>できる。</p> <p>5) 継続的な専門能力開発 認証機関は、全ての審査員が、<u>セクターまたはサブセクター</u>のベストプラクティス、食品安全、技術開発に関する最新の状況、関連する法律、規制要求事項などの情報を利用できるように仕向けなければならない。 認証機関は、審査員が受講した関連するすべての教育・訓練を記録し維持しなければならない。</p> <p>6) 審査員の<u>セクター及びサブセクター</u>の拡大 審査員は、審査範囲を拡大させるために、新しい<u>セクターまたはサブセクター</u>の教育・訓練プログラムを受けるとともに、新しい<u>セクターまたはサブセクター</u>について指導者が付いた審査を実施しなければならない。認証機関は、教育・訓練及び審査の結果を考慮し、新しい<u>セクターまたはサブセクター</u>の審査を実行する力量を有しているか否かを評価し、審査範囲の拡大について承認しなければならない。</p>	<p>5) 継続的な専門能力開発 認証機関は、全ての審査員が、<u>カテゴリ</u>のベストプラクティス、食品安全、技術開発に関する最新の状況、関連する法律、規制要求事項などの情報を利用できるように仕向けなければならない。さらに審査員が受講した関連するすべての教育・訓練を記録し維持しなければならない。</p> <p>6) 審査員の<u>カテゴリ</u>の拡大 審査員は、審査範囲を拡大させるために、新しい<u>カテゴリ</u>の教育・訓練プログラムを受けるとともに、新しい<u>カテゴリ</u>について指導者が付いた審査を実施しなければならない。認証機関は、教育・訓練及び審査の結果を考慮し、新しい<u>カテゴリ</u>の審査を実行する力量を有しているか否かを評価し、審査範囲の拡大について承認しなければならない。</p>	
<p>7) <u>GFSI 審査員試験</u> (1) <u>GFSI 審査員試験の実施</u> 協会は、審査員になろうとする者および審査員に対し、<u>GFSI が提供する審査員試験(以下、「GFSI 審査員試験」という)を実施し、受験者の解答を、GFSI が提供した標準解答に基づいて評価する。</u> 協会は、<u>GFSI が指定する合格点に達した受験者に対し、合格証を発</u></p>		<p>新設 GFSI BR ver.7.2, 2.4</p>

<p>行する。合格証には、少なくとも以下の情報を記載する</p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>受験者名および受験者番号</u> b) <u>試験問題、バージョン番号、言語</u> c) <u>試験日及び試験場所</u> d) <u>試験の結果(合否)</u> e) <u>合格証の発行日</u> f) <u>協会の連絡先</u> <p>(2) <u>情報の管理</u></p> <p><u>協会は、試験問題、試験のプロセスの完全性とセキュリティを確保し、個人情報保護法を順守するために、GFSI 審査員試験の実施及び受験者に係る記録(試験問題、標準解答、受験者の個人情報を含む)を、ISO/IEC 27001:2013 の関連する要求事項に基づき機密情報として管理する。</u></p> <p><u>協会は、GFSI 審査員試験の実施にあたり、以下の情報を少なくとも5年間保管する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>7)(1)の各号に定めた情報</u> b) <u>試験の実施形態(紙または電子)</u> c) <u>試験監督者に関する情報</u> d) <u>使用された試験問題</u> e) <u>試験の採点結果</u> f) <u>(1)の合格証に記載した情報</u> <p><u>なお、上記の記録は、GFSI の要求により、協会が GFSI に開示することがある。</u></p> <p>(3) <u>GFSI 審査員試験実施規程</u></p>		
---	--	--

パブリックコメント案

2019/3/1

<p>協会は、GFSI 審査員試験を ISO/IEC17024:2012 の関連する要求事項に沿って適切に実施し、(2)に定める機密情報を保護するため、その手順を「GFSI 審査員試験実施規程」に定める。</p> <p>(4) 試験結果の相互承認 協会は、他の GFSI に承認された認証プログラムオーナーが実施した GFSI 審査員試験の結果を相互に承認する。</p>		
<p>(削除)</p>	<p>付属書1(規定) 信頼性維持プログラム (以下省略)</p>	<p>付属書1は削除し、信頼性維持プログラムに関する詳細な定めは、認証機関に対するサーベイランス活動規程に統一して規定する。</p>
<p>付属書1(規定)審査工数決定手順書</p> <p>1. 一般 (略) 依頼者である特定の一組織の認証範囲が二つ以上のセクターを含む場合、その審査工数の計算は、推奨される最も大きい基本審査工数に基づかなければならない。各 HACCP 調査に対して、それぞれ追加の工数が要求される。 (略)</p> <p>2. 初回認証審査にかかるの最小審査工数の計算</p>	<p>付属書2(規定) 審査工数決定手順書</p> <p>1. 一般 (略) 依頼者である特定の一組織の認証範囲が二つ以上のセクターを含む場合、その審査工数の計算は、推奨される最も大きい基本審査工数に基づかなければならない。各 HACCP 調査に対して、それぞれ追加の工数が要求される。(すなわち、各 HACCP 調査に対して、最小で 0.5 日。) (略)</p> <p>2. 初回認証審査にかかるの最小審査工数の計算</p>	

<p>2.1 単一サイトに対する最小審査工数合計(Ts)は、下記の算式により計算される人日で表す。</p> $Ts = T_D + T_H + T_{MS} + T_{FTW} + T_{GMP}$ <p>T_D は、オンサイト審査を実施する基本審査工数である。</p> <p>T_H は、1 を超える HACCP 調査を実施する場合に追加する審査工数である。<u>HACCP 調査数が1増加するごとに 0.5 日の審査工数を追加する。その計算式は表1のとおりである。</u></p> <p>T_{MS} は、関連するマネジメントシステム(同じプロセス、製品及びサービスを対象とする品質又は食品安全マネジメントシステム)がない場合にマネジメントシステムを審査するための審査日数である。</p> <p>T_{FTW} は、従業員数に応じた審査工数である。</p> <p>T_{GMP} は、GMPIに対する審査工数である。</p> <p>最小審査工数は 2 人日なければならない。表 1 は、関連するマネジメントシステムがある場合の最小初回認証審査工数を示す。</p> <p>表 1 :最小初回認証審査工数 (下表参照)</p>	<p>2.1 単一サイトに対する最小審査工数合計(Ts)は、下記の算式により計算される人日で表す。</p> $Ts = T_D + T_H + T_{MS} + T_{FTW} + T_{GMP}$ <p>T_D は、オンサイト審査を実施する基本審査工数である。</p> <p>T_H は、1 を超える HACCP 調査を実施する場合に追加する審査工数である。</p> <p>T_{MS} は、関連するマネジメントシステム(同じプロセス、製品及びサービスを対象とする品質又は食品安全マネジメントシステム)がない場合にマネジメントシステムを審査するための審査日数である。</p> <p>T_{FTW} は、従業員数に応じた審査工数である。</p> <p>T_{GMP} は、GMPIに対する審査工数である。</p> <p>最小審査工数は 2 人日なければならない。表 1 は、関連するマネジメントシステムがある場合の最小初回認証審査工数を示す。</p> <p>表 1 :最小初回認証審査工数 (下表参照)</p>
---	---

表 1 :最小初回認証審査工数

(現行)

セクター	TD	TFTW	TGMP	TS
E/L	1.5	(略)	0.5	2.0

(改定案)

セクター	TD	TFTW	TGMP	<u>T_H</u>	TS
E/L	1.5	(略)	0.5	<u>(HACCP 調査数-1) × 0.5</u>	<u>≧ 2.0</u>